

委員から要望のあった資料

(目次)

○ 受給資格期間関係

- ・ 納付率に関する詳細分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

○ 低所得者加算関係

- ・ 男女別の年金額の分布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- ・ 繰上げ受給を行う要因の分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

○ 第3号被保険者関係

- ・ 医療保険の被扶養者との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

○ 支給開始年齢関係

- ・ 諸外国の支給開始年齢と繰上げ・繰下げ支給の制度について・・・・・・・・・・21
- ・ 若年者の就業率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

○ 在職老齢年金関係

- ・ 在職老齢年金の就業抑制効果に関する論文について・・・・・・・・・・・・・・23

○ 遺族基礎年金関係

- ・ 850万円の根拠と認定方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

国民年金保険料の納付率に関する分析

1 国民年金保険料の納付状況

- 平成22年度の納付率（現年度分）は59.3%で、前年度と比べれば△0.7ポイントである。
- 低下幅は、前年度と比べ縮小している。（△2.1ポイント ⇒ △0.7ポイント）
- 年金事務所ごとの納付率（現年度分）を見ると、60事務所で前年度より上昇している。
（平成21年度は全ての年金事務所（312カ所）で低下）
- 納付率低下の要因としては、納付率の高い高齢者の割合が低下したこと、市場化テストにおける対策が十分な効果を上げられなかったこと、などが考えられる。

①平成22年度の現年度分（平成22年4月分～平成23年3月分）の納付率

59.3%（対前年度比△0.7ポイント）

納付対象月数 16,679万月（対前年度比△3.6%）

納付月数 9,893万月（対前年度比△4.7%）

②過年度分（平成20年度分）の納付率 66.8%

（平成20年度末と比較して+4.8ポイント）

（平成21年度末と比較して+1.8ポイント）

過年度分（平成21年度分）の納付率 63.2%

（平成21年度末と比較して+3.3ポイント）

年度	納付率（現年度分）	低下幅（対前年度比）
平成19年度	63.9%	▲2.4
平成20年度	62.1%	▲1.8
平成21年度	60.0%	▲2.1
平成22年度	59.3%	▲0.7

（参考）平成23年度の実績

	平成22年度	平成23年度	低下幅（対前年度比）
5月末現在（4月分）	51.5%	51.3%	▲0.2
6月末現在（5月分）	54.1%	53.9%	▲0.2
7月末現在（6月分）	55.2%	55.2%	▲0.0
8月末現在（7月分）	55.1%	55.0%	▲0.1

2 納付率低下の要因

① 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 平成22年度末現在の第1号被保険者の年齢構成を平成21年度末現在と比較すると、55～59歳が第1号被保険者全体に占める割合が0.7ポイント低下し（16.4%⇒15.7%）、平均年齢は0.1歳若くなった（39.6歳⇒39.5歳）。

年齢階級別の納付率は年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあり、第1号被保険者の年齢構成が若い方向にシフトしたことにより、平成22年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△0.2ポイント程度と推計される。

② 市場化テスト事業の実績低迷

- 市場化テスト事業については、納付督促活動によって獲得すべき保険料（月数）の目標（要求水準及び最低水準）が達成できていない。

納付督促活動によって獲得した平成22年度の現年度保険料は、平成21年度に比べて約47万月減少（988万月⇒941万月）しており、このことが平成22年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△0.3ポイント程度と推計される。

③ 東日本大震災による納付督促の停止等

- 東日本大震災の発生以降、被災地（青森、岩手、宮城、福島、茨城の全域）においては、市場化テスト受託事業者による納付督促や強制徴収を全面的に停止した。また、仙台市にコールセンターを設置していた市場化テスト受託事業者（3社）については、コールセンターが被災し、被災地以外も含めて電話納付督促が4月末まで出来なかった。これらのことが平成22年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△0.1ポイント程度（上記②の「△0.3ポイント」の内数）と推計される。

3 納付率低下の背景と考えられる構造的な課題

○ 平成20年国民年金被保険者実態調査の結果から、納付率低下の主な背景として、次のような構造的な課題が考えられる。

① 第1号被保険者の就業状況

- ・ 平成20年調査では臨時・パートの割合が26.1%であり、平成11年調査と比べて10ポイント近く増加している。
- ・ 就業状況別の保険料納付状況をみると、臨時・パートは完納者の割合が最も低くなっており、また、第1号被保険者本人の所得水準についても、臨時・パートは自営業主、常用雇用等と比較して低くなっている。
- ・ このように、納付率が低くなっている背景には、不安定な雇用状況におかれた保険料負担能力の低い非正規労働者の割合の増加という要因も考えられる。

② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準

- ・ 保険料納付状況別に第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、納付者全体の世帯の平均総所得金額は555万円となっているのに対し、1号期間滞納者の世帯の平均総所得金額は342万円となっている。
- ・ 次に、保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、納付者の平均は178万円となっているのに対し、1号期間滞納者の平均は113万円となっている。
- ・ 1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由としては「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が64.2%と最も高くなっている。
- ・ このように、納付率が低くなっている背景には、第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の低い所得水準という要因も考えられる。

③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

- ・ 1号期間滞納者が国民年金保険料を納付しない理由として、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が64.2%のほか、「年金制度の将来が不安・信用できない」が14.3%、「社会保険庁が信用できない」が7.0%となっており、納付率が低くなっている背景には、こうした年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感という要因も考えられる。

【参考】平成20年国民年金被保険者実態調査結果(平成22年3月公表資料から)

① 第1号被保険者の就業状況

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果(平成22年3月公表)によると、臨時・パートの割合が26.1%となっており、平成11年調査と比較して10ポイント近く増加している。
- 次に、就業状況別の保険料納付状況を見ると、臨時・パートは完納者の割合が最も低くなっている。
- また、就業状況別の第1号被保険者本人の所得水準を見ると、臨時・パートは自営業主、家族従業者、常用雇用と比較して低くなっている。
- このように、納付率が低くなっている背景には、不安定な雇用状況におかれた保険料負担能力の低い非正規労働者の割合の増加という要因もあると考えられる。

<第1号被保険者の就業状況>

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成11年調査	22.6%	11.3%	9.8%	16.6%	34.9%	4.8%
平成14年調査	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
平成17年調査	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
平成20年調査	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%

※注1：平成17年以前については、調査年の4月又は5月に資格喪失した者が含まれていないが、平成20年では含まれるため、推移をみる場合には注意が必要である。

※注2：四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

<就業状況別 保険料納付状況（平成20年調査）>

	完納者	一部納付者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予者	1号期間滞納者
自営業主	57.6%	12.3%	7.7%	0.9%	0.6%	21.0%
家族従業者	64.6%	10.2%	6.5%	0.7%	1.0%	17.0%
常用雇用	40.2%	12.9%	5.7%	11.5%	1.7%	28.0%
臨時・パート	34.5%	11.2%	13.8%	12.5%	2.7%	25.3%
無職	39.1%	8.0%	14.5%	11.9%	2.7%	23.7%

<就業状況別 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準（平成20年調査）>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）	②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）
総数	469万円	121万円
自営業者	556万円	286万円
家族従業者	539万円	113万円
常用雇用	491万円	152万円
臨時・パート	416万円	63万円
無職	424万円	45万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：平成19年の所得である。

※注3：上記の平均額は、郵送調査と所得等調査の結果を合わせて集計（両方の調査票がそろっている者のみを集計）したものであり、所得等調査のみによって集計した平均値（12ページ参照）と総数が異なる場合がある。

② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の平均は469万円となっている。また、保険料納付状況別に第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、納付者の平均は555万円となっているのに対し、1号期間滞納者の平均は342万円となっている。
- 次に、第1号被保険者本人の総所得金額の平均は133万円となっている。また、保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、納付者の平均は178万円となっているのに対し、1号期間滞納者の平均は113万円となっている。
- また、1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由としては「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が64.2%と最も高くなっている。
- このように、納付率が低くなっている背景には、こうした第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の低い所得水準という要因もあると考えられる。

<第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準（平成20年調査）>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）			②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）		
	総数	納付者	1号期間滞納者	総数	納付者	1号期間滞納者
平成11年調査	548万円	629万円	463万円	142万円	169万円	110万円
平成14年調査	484万円	554万円	416万円	136万円	166万円	120万円
平成17年調査	434万円	505万円	323万円	126万円	158万円	105万円
平成20年調査	469万円	555万円	342万円	133万円	178万円	113万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：調査年の前年の所得である。（例…平成20年調査→平成19年の所得）

※注3：平成11年調査及び平成14年調査の「1号期間滞納者」の欄については、当該調査における「未納者」の数値を記載している。

③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）としては、「年金制度の将来が不安・信用できない」が14.3%、「社会保険庁が信用できない」が7.0%となっており、納付率が低くなっている背景には、こうした年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感という要因もあると考えられる。

< 1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）（平成20年調査） >

	保険料が高く、 経済的に支払う のが困難	受け取れる年金 額が分からな い・保険料に比 べて少ない	これから保険料 を納めても加入 期間が少なく、 年金がもらえな い	すでに年金を受 ける要件を満た している	年金制度の将来 が不安・信用で きない	社会保険庁が信 用できない	その他
平成11年調査	62.4%	8.1%	2.2%	0.9%	6.3%	—	20.2%
平成14年調査	64.5%	7.5%	2.0%	0.9%	9.3%	—	15.7%
平成17年調査	65.6%	4.8%	3.8%	0.7%	14.8%	7.0%	3.2%
平成20年調査	64.2%	3.9%	5.3%	1.5%	14.3%	7.0%	4.0%

※注1：回答不詳以外の者に対する割合である。なお、四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

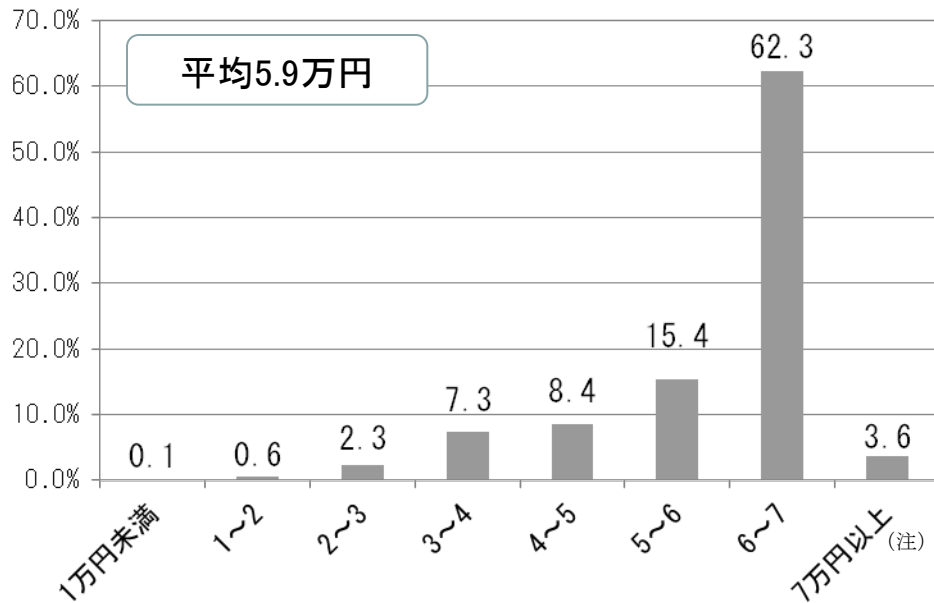
※注2：平成11年調査及び平成14年調査においては、「未納者」の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）である。

※注3：平成11年調査及び平成14年調査の「その他」には、「学生であり、親に負担をかけたくない」がそれぞれ9.8%、3.5%含まれている。

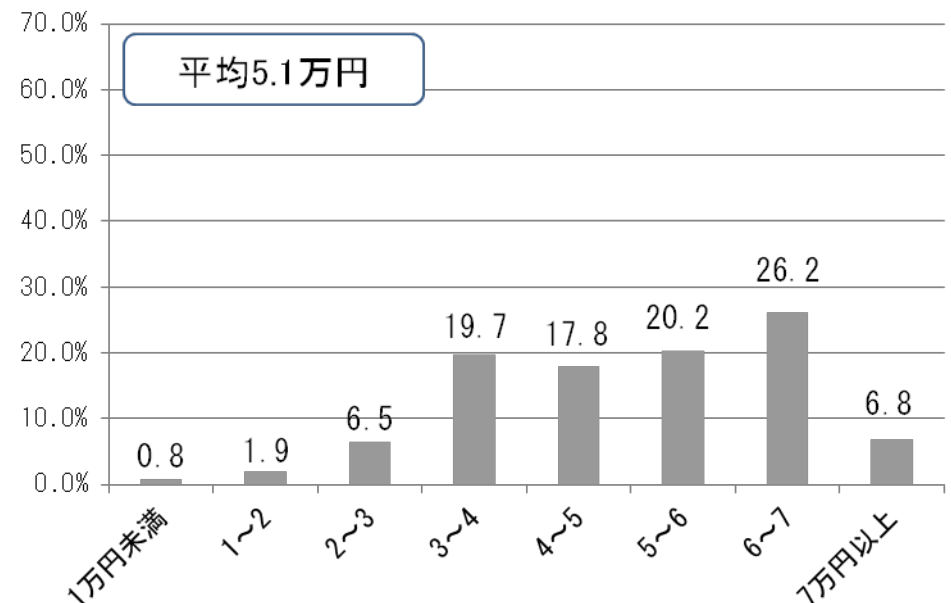
いわゆる2階部分も含めて受給権を有する者の年金月額分布（男女別）

- 老齢基礎年金等の受給権者の年金額は、男性平均が月額5.9万円、女性平均が月額5.1万円となっており、男性の方が高い。
- 男性では月額6万円台が62.3%と突出しているのに対し、女性では月額6万円台が26.2%と最も多いものの、3～5万円台も概ね20%程度で分散している。

○ 老齢基礎年金等の受給権者の年金額（男性）



○ 老齢基礎年金等の受給権者の年金額（女性）



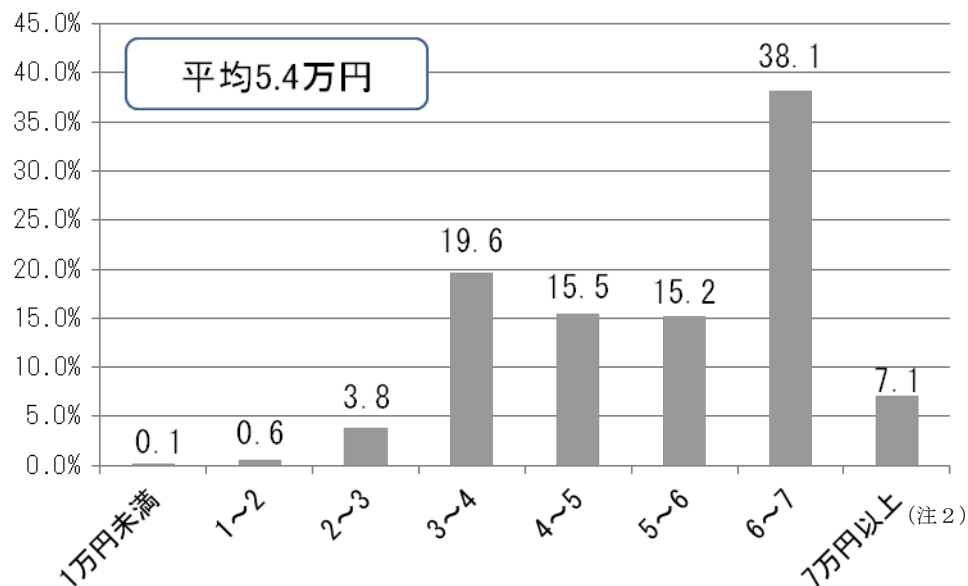
(注) 老齢基礎年金の満額が6.6万円であるにもかかわらず、7万円以上の者がいるのは、振替加算や付加年金を加えた額となっているためである。

(平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況)

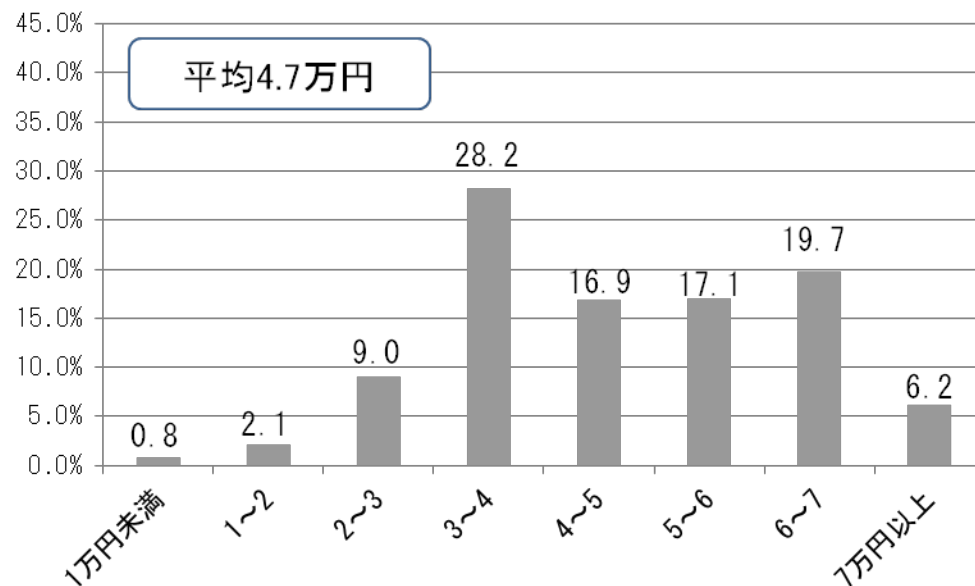
いわゆる 1 階部分のみの受給権者の年金月額分布（男女別）

- 老齢基礎年金のみ（旧国民年金老齢年金含む）の受給権者の年金額は、男性平均が月額 5.4 万円、女性平均が月額 4.7 万円となっており、男性の方が高い。
- 男性では月額 6 万円台（38.1%）が最も多く、女性では月額 3 万円台（28.2%）が最も多くなっている。

○ 基礎のみ・旧国年（注1）（男性）



○ 基礎のみ・旧国年（女性）



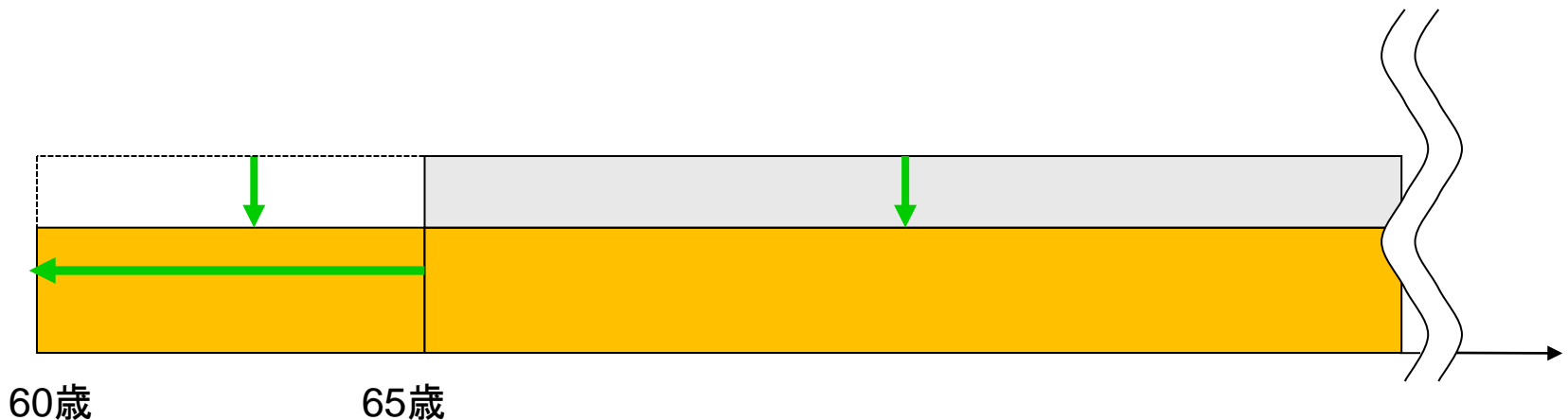
（注1）基礎のみ・旧国民年金老齢年金とは、新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金（5 年年金を除く。）をいう。

（注2）老齢基礎年金の満額が6.6万円であるにもかかわらず、7 万円以上の者がいるのは、振替加算や付加年金を加えた額となっているためである。

（平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況）

老齡基礎年金の繰上げ支給制度の概要

- 老齡基礎年金は原則65歳支給。(受給権者からの請求に基づき、厚生労働大臣が裁定。)
- ただし、本人が希望すれば、60歳以降からは、繰り上げて老齡基礎年金を受給することも可能。この場合、請求時点(月単位)に応じて年金が減額される。



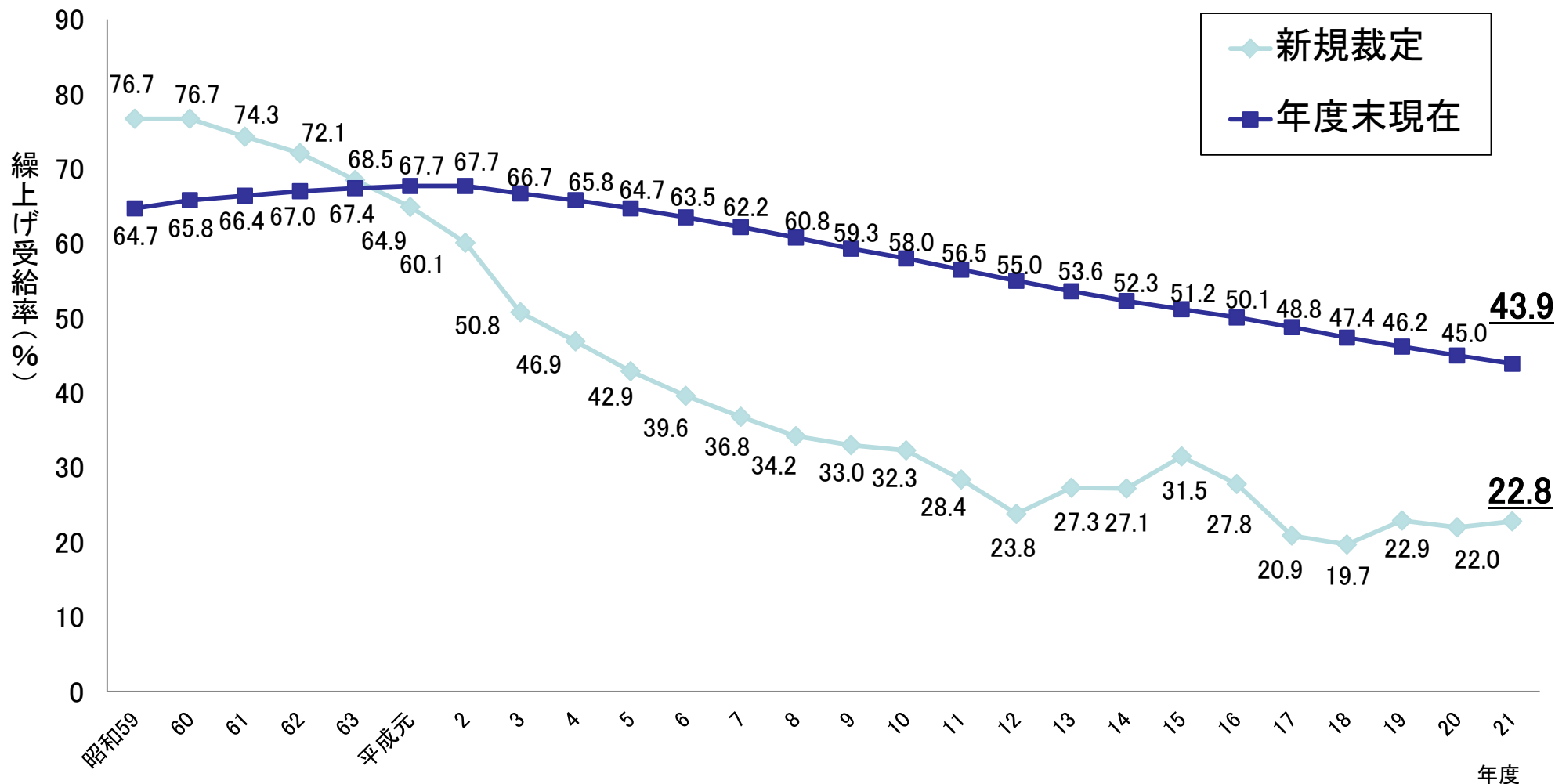
(参考)繰上げによる減額率

請求時の年齢	昭和16年4月2日以降生まれ	昭和16年4月1日以前生まれ
60歳	30%	42%
61歳	24%	35%
62歳	18%	28%
63歳	12%	20%
64歳	6%	11%

(注)昭和16年4月2日以降生まれの者については、繰上げ減額率=0.5%×繰上げた月数(60歳～64歳)

繰上げ受給の動向と影響

○ 長期的な繰上げ受給の動きは、昭和60年頃から低下傾向であり、平成21年度の繰上げ受給率は、新規裁定で22.8%、年度末現在で43.9%となっている。

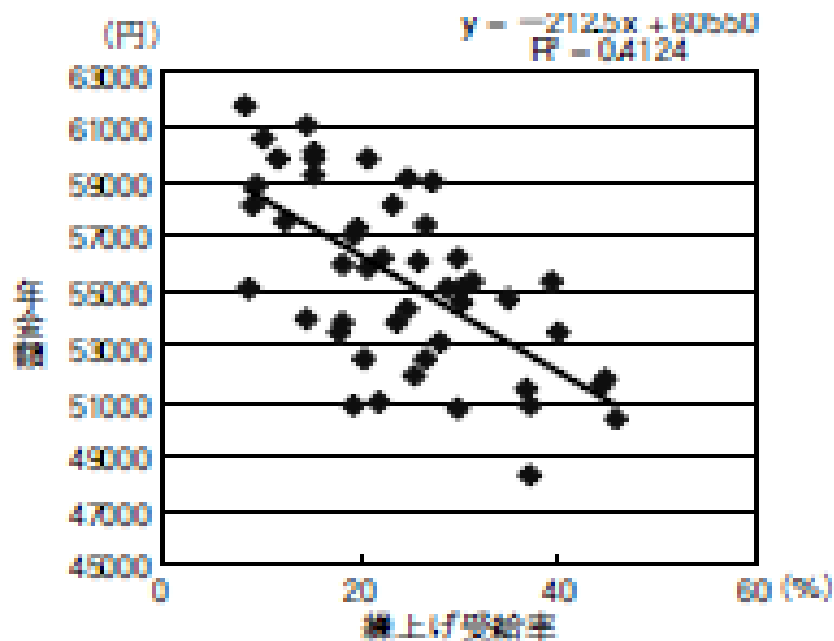


繰上げ受給による年金引き下げ効果

- 都道府県別の繰上げ受給を選択した割合と各都道府県の平均年金額をプロットすると、繰上げを選択している人が多い都道府県ほど平均年金額は低くなっている。

2000年の新規国民年金額と
新規繰上げ受給選択率の関係

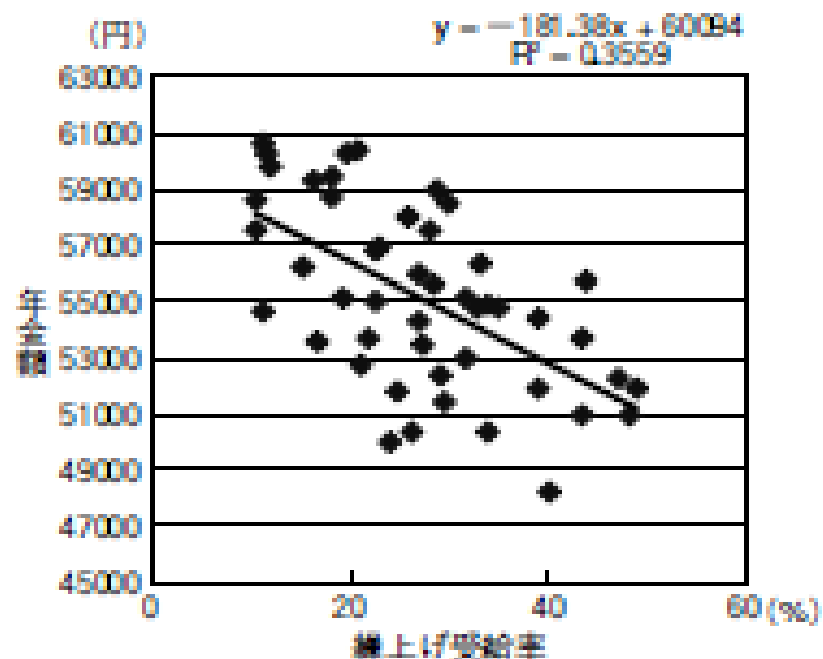
2000年の繰り上げと減額率



資料: 社会保険事業年報より作成

2001年の新規国民年金額と
新規繰上げ受給選択率の関係

2001年の繰り上げと減額率



資料: 社会保険事業年報より作成

老齡基礎年金の繰上げ受給の意思①

○ 将来、老齡基礎年金の受給資格を得る年齢に到達した際、老齡基礎年金を繰上げ受給するかについてその意思をみると、「ある」が25.9%、「ない」が30.0%、「わからない」が41.2%となっている。

保険料納付状況別にみると、納付・未納・免除すべてにおいて「わからない」の割合が高いが、納付者において「わからない」の割合は38.8%と、未納者の47.1%、免除者の49.3%に比べ低く、意思がより明確になっている。

保険料納付状況別老齡基礎年金の繰上げ受給の意思

(単位:%)

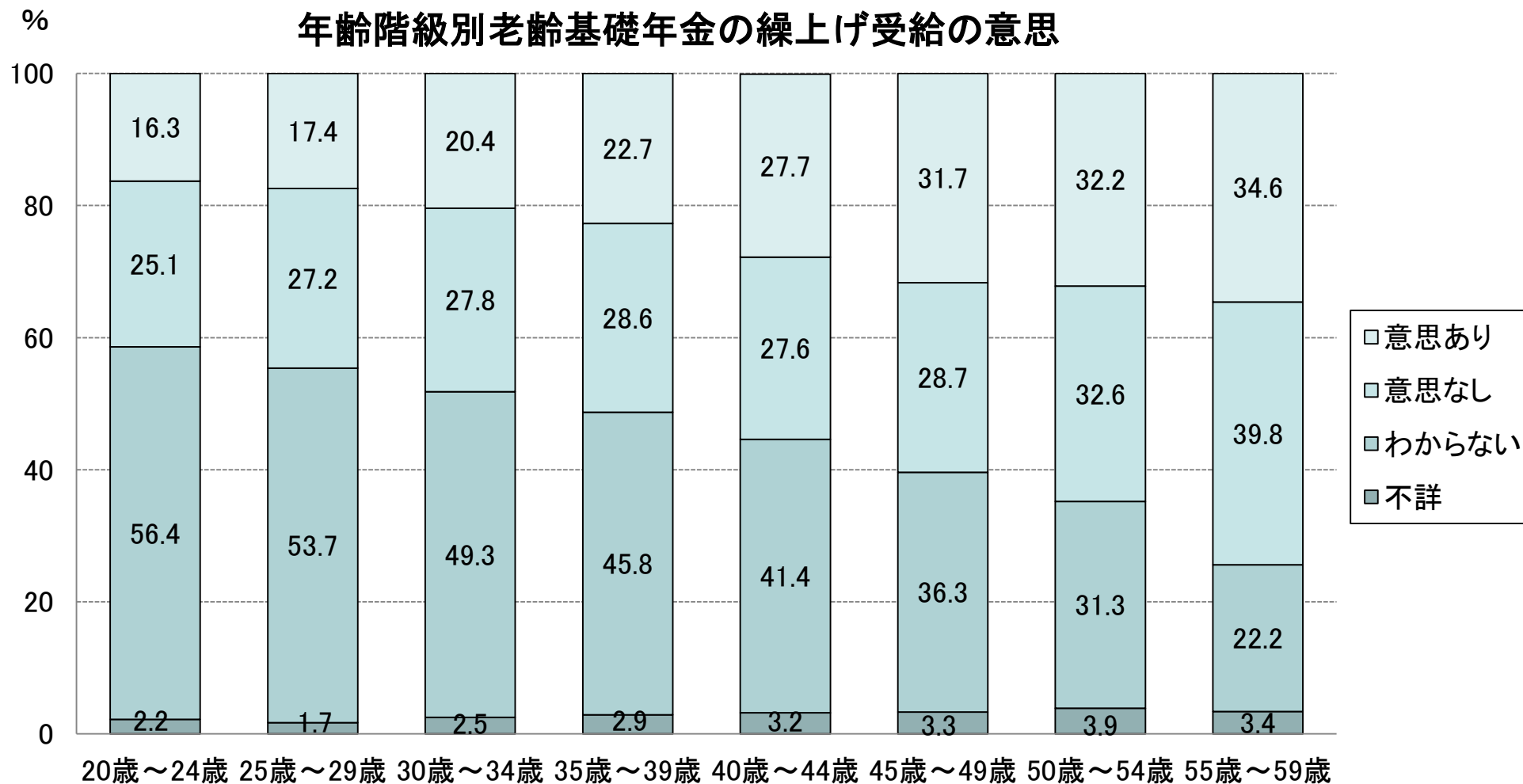
	総数	意思あり	意思なし	わからない	不詳
総数	100.0	25.9	30.0	41.2	2.9
納付者	100.0	27.8	31.6	38.8	1.8
未納者	100.0	17.8	26.9	47.1	8.1
免除者	100.0	21.7	23.9	49.3	5.0

(注)

- ・納付者:平成6年4月以降の保険料を納付したことがある者であって、平成7年度中に法定・申請免除期間のある者を除く。
- ・未納者:平成6年4月～平成8年3月までの24月の保険料を1月も納付していない者。ただし、平成6年5月以降に資格を取得した者については、資格取得した月以降の保険料を1月も納付していない者。なお、平成7年度中に法定・申請免除期間のある者を除く。
- ・免除者:平成7年度中に申請免除期間のある者。

老齢基礎年金の繰上げ受給の意思②

○ 年齢階級別にみると、年齢が高くなるにつれ意思がより明確になっており、55～59歳の者については、繰上げ受給の意思がある者が34.6%、意思がない者が39.8%となっている。



老齢基礎年金を繰上げて受給しようと思う理由①

○ 老齢基礎年金を繰上げて受給する意思がある者について、その理由をみると、「長生き出来ると思っていないから」が49.2%と最も高く、次いで「早く生活費の足しにしたいから」25.9%、「自分で自由に使える小遣いが欲しいから」11.8%の順となっている。

保険料納付状況別にみると、納付者及び未納者が「長生き出来ると思っていないから」の割合が高いのに対し、免除者においては「早く生活費の足しにしたいから」の割合が最も高くなっている。

老齢基礎年金を繰上げて受給しようと思う理由

(単位: %)

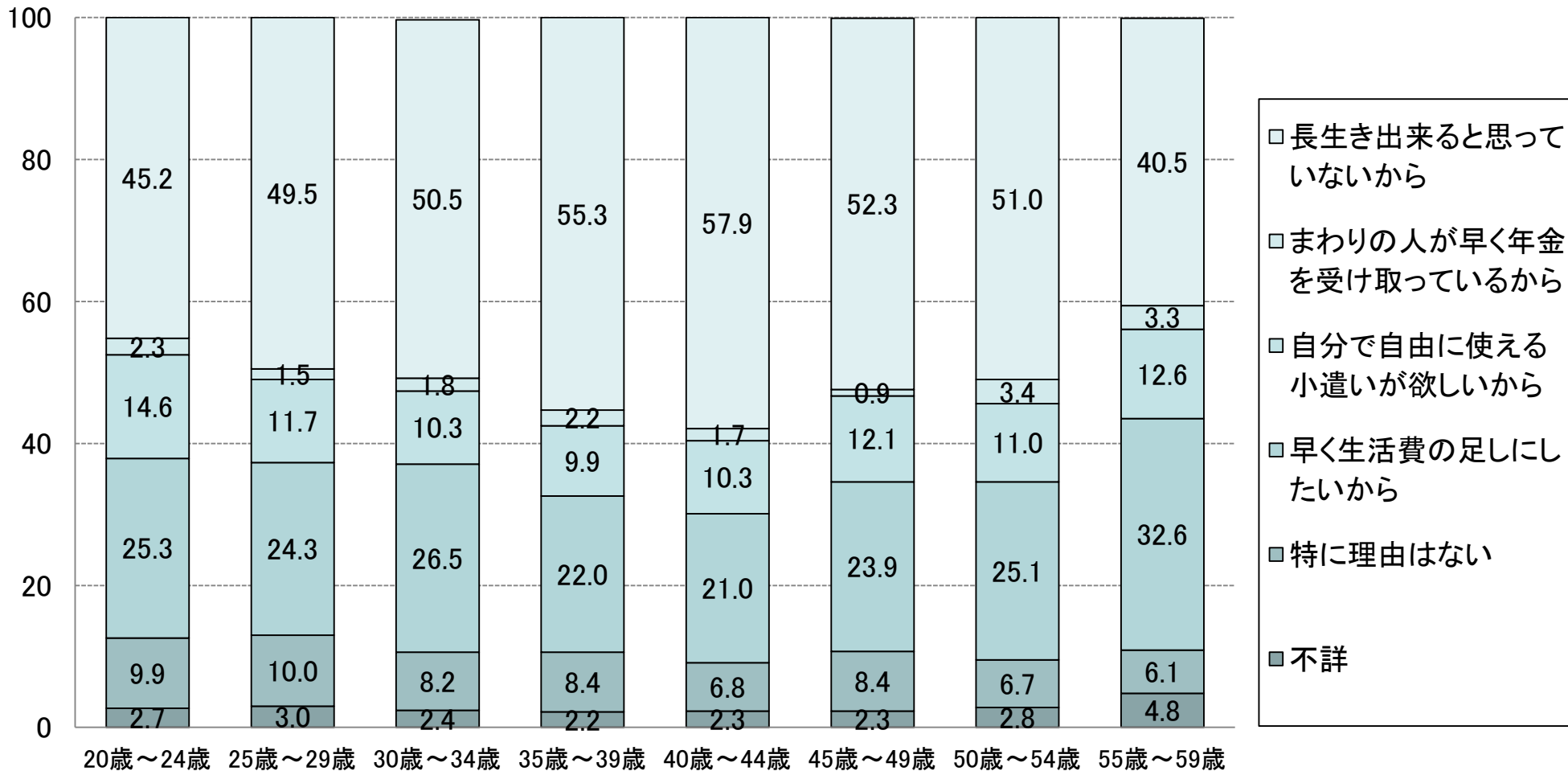
	総数	長生き出来ると思っていないから	まわりの人が早く年金を受け取っているから	自分で自由に使える小遣いが欲しいから	早く生活費の足しにしたいから	特に理由はない	不詳
総数	100.0	49.2	2.3	11.8	25.9	7.7	3.0
納付者	100.0	50.9	2.5	12.5	23.3	7.8	3.1
未納者	100.0	46.3	1.9	10.3	30.3	8.1	3.2
免除者	100.0	39.6	1.5	8.3	41.1	6.9	2.6

(注)

- ・納付者:平成6年4月以降の保険料を納付したことがある者であって、平成7年度中に法定・申請免除期間のある者を除く。
- ・未納者:平成6年4月～平成8年3月までの24月の保険料を1月も納付していない者。ただし、平成6年5月以降に資格を取得した者については、資格取得した月以降の保険料を1月も納付していない者。なお、平成7年度中に法定・申請免除期間のある者を除く。
- ・免除者:平成7年度中に申請免除期間のある者。

老齢基礎年金を繰上げて受給しようと思う理由②

○ 年齢階級別にみると、「長生き出来ると思っていないから」は40～44歳まで増加し、その後低減している。一方、「早く生活費の足しにしたいから」、「自分で自由に使える小遣いが欲しいから」は40歳台から増加する傾向にある。



老齡基礎年金を繰上げて受給しようと思う理由③

- 最新の調査(インターネット調査)でも、「長生き出来ると思っていないから」や、「早く生活費の足しにしたいから」といった理由が繰上げの理由として多いという分析がある。

理由	回答率
長生きできると思っていないから	51%
自分が自由に使える小遣いがほしいから	10.5%
早く生活費の足しに使いたいから	21%
その他の理由	6.5%
特に理由はない	10.9%

駒村委員論文のオリジナルデータより。インターネット調査2008年有効回答者数1012人のうち248人が繰上げ受給を希望。そのうちの動機の構成(年齢計)

健康保険の被扶養者と年金の第3号被保険者の違いについて

○ 年金の第3号被保険者制度に対するような批判が、健康保険の被扶養配偶者制度に対しては向けられていないが、その理由としては、以下のようなことが考えられるのではないか。

- ① 医療保険は、給付は医療が必要となった者のみに、現物で行われるため、負担と給付の対価性が意識されにくい。一方、厚生年金は、一定年齢に達すれば、現金での給付を受けられるため、負担と給付の対価性が意識されやすい。
- ② 医療保険は、配偶者だけでなく家族を含めた全体の費用を、被保険者・事業主の保険料で負担しているため、特に配偶者にのみ着目した負担の帰着の議論にはなりにくい。一方、厚生年金は、配偶者と本人の基礎年金部分について、被保険者・事業主の保険料で負担しているため、配偶者分に着目した負担の帰着の議論になりがちである。
- ③ 医療保険は、国民健康保険と健康保険とが別制度であることに加え、自営業世帯の専業主婦は、国保保険料を賦課されているものの低所得であれば所得割は低額であるため、他の制度である健康保険加入世帯の専業主婦が負担無しであることに対し、自営業側からの不公平感は生じにくい。
一方、年金は、国民年金と厚生年金との共通部分の基礎年金があり、自営業世帯の専業主婦も月1.5万円の保険料を負担していることから、国民年金グループと厚生年金グループそれぞれの中での負担ルールの違いがあるといっても、自営業側からの不公平感が生じている。

健康保険の被扶養配偶者認定基準の経緯

○ 昭和61年4月までは、所得税の控除対象配偶者収入限度額に連動して改定されてきた。

	一般（高齢者以外）	
	認定基準額	基準の考え方
52年4月	70万円	①所得税控除対象配偶者収入限度額 給与所得控除+配偶者控除対象限度 (50万円) (20万円) ②国共の基準 70万円
56年4月	80万円	①所得税控除対象配偶者収入限度額 給与所得控除+配偶者控除対象限度 (50万円) (29万円)
58年4月	80万円 (据置き)	—
59年4月	90万円	①所得税控除対象配偶者収入限度額 給与所得控除+配偶者控除対象限度 (57万円) (33万円) ②実収入伸率×80=92万円 ③可処分所得伸率×80=91万円 ④消費者物価伸率×80=87万円 ⑤きまって支給する給与伸率×80=91万円
61年4月	90万円 (据置き)	—

○ 昭和62年5月以降は、所得税との連動をやめ、被扶養者の適用を維持するという考え方から、所得水準の伸びに応じた改定を行った。

62年5月	100万円	①所得税との連動をやめる ②実収入伸率×90=103万円 ③可処分所得伸率×90=101万円 ④きまって支給する給与伸率×90=102万円
元年5月	110万円	①実収入伸率×100=106万円 ②可処分所得伸率×100=107万円 ③きまって支給する給与伸率×100=107万円
4年1月	120万円	①実収入伸率×110=124万円 ②可処分所得伸率×110=124万円 ③きまって支給する給与伸率×110=119万円 ④国家公務員扶養手当所得基準 110万円→120万円(4年1月)
4年4月	120万円 (据置き)	—
5年4月	130万円	①実収入伸率×120=127万円 ②可処分所得伸率×120=126万円 ③きまって支給する給与伸率×120=124万円

※1 医療保険では、被保険者によって生計を維持されている被扶養者の疾病等は、被保険者にとって経済上の負担となることから、被保険者の生活の安定のために、被扶養者についても保険給付を行ってきた。

※2 医療保険における家族の給付割合について

国民健康保険では、世帯員（家族）の給付割合が、昭和34年から昭和42年まで5割、昭和43年以降、7割であるが、健康保険では、被扶養者の給付割合が、昭和18年から昭和47年までは5割、昭和48年から昭和55年までは7割、昭和56年から平成14年まで、被扶養者の入院の給付割合が8割（外来は7割）であり、国民健康保険と健康保険で家族の給付割合に差があった。

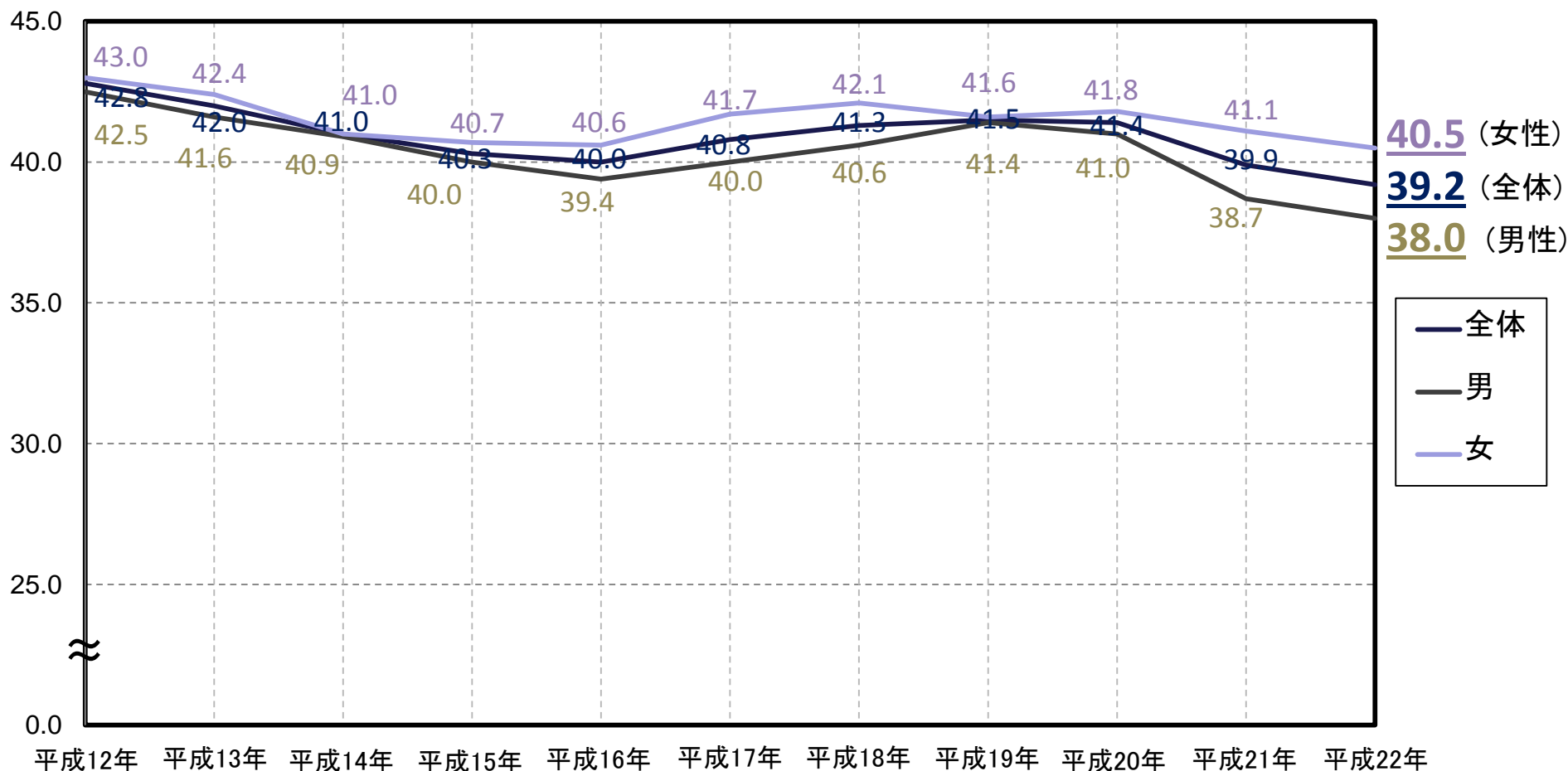
支給開始年齢に係る繰上げ・繰下げ支給制度の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
支給開始年齢 (2010年)	国民年金(基礎年金) 65歳 厚生年金保険 60歳 ※ 男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引上げ	66歳 ※ 2027年までに67歳に引上げ	男性: 65歳 女性: 60歳 ※ 女性は2020年までに65歳に引上げ ※ さらに、2024年から2046年にかけて男女ともに65歳から68歳に引上げ	65歳 ※ 2012年から2029年までに67歳に引上げ	60歳 ※ 2018年までに62歳に引上げ 年金の給付額算定に用いられる支給率(満額率:50%)は保険加入期間と年齢に応じて決定される。 65歳から受給し始める場合には保険加入期間の長短にかかわらず、支給率は一律満額率となる。	61歳以降本人が選択 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
繰上げ支給の制度	【可能な年齢】 60歳から繰上げ支給可能 【給付減額率】 0.5%/月額、 6.0%/年額	【可能な年齢】 62歳から繰上げ支給可能 【給付減額率】繰上げ期間が36か月までは約0.56%/月、36か月以降は約0.42%/月の割合で給付額が減額される	繰上げ支給は認められていない	【可能な年齢】 63歳から繰上げ支給可能(35年の被保険者期間を有する被保険者の場合) 【給付減額率】 0.3%/月額、 3.6%/年額	【可能な年齢】 56歳から繰上げ支給可能(対象者は、被保険者期間が42年以上の者) 【給付減額率】 給付は減額されず、満額受給可	繰上げ支給は認められていない (61歳以降選択可能)
繰下げ支給の制度	【可能な年齢】 70歳まで繰下げ支給可能 【給付増額率】 0.7%/月額、 8.4%/年額	【可能な年齢】 70歳まで繰下げ支給可能 【給付増額率】 0.67%/月額、 8%/年(2009年)	【可能な年齢】 上限なし 【給付増額率】 10.4%/年(5週間ごとに1%ずつ増額)	【可能な年齢】 上限なし 【給付増額率】 0.5%/月額、6%/年	【可能な年齢】 上限なし 【給付増額率】 5%/年(1四半期ごとに1.25%)	61歳以降本人が選択

若年者就業率の推移

○ 15歳～24歳の実業率は、平成22年は男女合わせて39.2%、男性は38.0%、女性は40.5%となっており、平成12年と比較して逡減傾向にある。

(%) 若年者就業率の推移



※ 若年者就業率: 15歳～24歳の労働力人口に占める就業者の割合

労働力調査(総務省統計局)

- 在職老齢年金の就業抑制効果については、これまで数多くの研究がある。ただし、平成16年改正前(一律2割の支給制限の仕組みが存在)の状況についての研究が多い。

<例>

清家篤(1993)「高齢化社会の労働市場-就業行動と公的年金」

清家篤・山田篤裕(1996)「Pension Richの条件」『日本経済研究』

安部由起子(1998)「1980~1990年代の男性高齢者の労働供給と在職老齢年金制度」『日本経済研究』

小川浩(1998)「年金・雇用保険改革と男性高齢者の就業行動の変化」『日本労働研究雑誌』

岩本康志(2000)「在職老齢年金と高齢者の就業行動」『季刊社会保障研究』

大石亜希子・小塩隆士(2000)「高齢者の引退行動と社会保障資産」『季刊社会保障研究』

三谷直紀(2001)「高齢者雇用政策と労働需要」猪木・大竹編『雇用政策の経済分析』

樋口美雄・山本勲(2002)「わが国男性高齢者の労働供給行動メカニズム-年金・賃金制度の効果分析と高齢者就業の将来像」『金融研究』

大竹文雄・山鹿久木(2003)「在職老齢年金制度と男性高齢者の労働供給」『選択の時代の社会保障』

清家篤・山田篤裕(2004)『高齢者就業の経済学』

石井加代子・黒澤昌子(2009)「年金制度改正が男性高齢者の労働供給行動に与える影響の分析」『日本労働研究雑誌』

○ 清家篤・山田篤裕「高齢者就業の経済学」2004年 より抜粋(再掲)

(1992年(平成4年)の厚生年金受給者資格者と非受給資格者の勤労収入分布について、)厚生年金受給資格のある高齢者の勤労収入月額分布は、年金がギリギリ8割給付される勤労収入に対応する9~10万円層に明らかなモード(最頻値)を持っている。これに対して、年金受給資格のない人の勤労収入分布はそのような特性を示さない。

この分布は、年金受給資格者の多くが、80%の年金給付を受けるために就労を抑制した結果を反映している。(中略)

(同じ比較を2000年(平成12年)のデータで分析し、)厚生年金受給資格を持つ60歳代前半の男性就業者は、8万円~12万円という勤労収入階層に明らかなモードを持っているのに対して、年金受給資格のない男性就業者の勤労収入分布には、そうした特性はみられない。

1994年の改正はそれ以前の9万5000円といった明らかな屈折点を持たないように、勤労収入と年金の基本月額合計が22万円を超えた後も、給付を一気にカットするのではなく、勤労収入1円に対して給付を0.5円減らすといった緩やかなものとしたにもかかわらず、収入制限制度が厚生年金受給資格を持つ高齢者の就業行動になお影響を与え続けていることを示すものといえよう。

- 一方、平成16年の改正以後(一律2割の支給制限撤廃後)の在職老齢年金の労働側の供給行動に対する研究は、いまだ数が限られているが、就業抑制効果が薄れているという論文(例:山田(2011))と、就業抑制効果は存在し、平成16年の改正により緩和されたとする論文(例:浜田(2010))等があり、未だ学説として固まっているという状況にはない。
- なお、厚生労働省に対する国民の声などにおいて、在職老齢年金制度の減額基準の緩和を求める声は、数多く寄せられている。

○ 浜田浩児 「在職老齢年金が高齢者の就業意欲と所得分配に及ぼす影響」2010年 より抜粋

在職老齢年金制度の就業抑制効果に関し、表1の関数に基づく個々のサンプルについてのシミュレーションにより、現行制度と仮に制度(就業に伴う年金減額)がなかったとした場合との継続雇用希望率の差による賃金収入の変化を求めた。シミュレーション結果によれば、在職老齢年金制度の年金減額による就業抑制効果で、平均賃金収入(年額)が24万円低下する効果があると推計される。(中略)

また、60歳代前半の在職老齢年金については、2. のように2025年度から就業に伴う年金一律2割減額が廃止され、在職老齢年金額が引き上げられている。これによる就業抑制効果の緩和について、同様のシミュレーションにより、制度改定前との変化を求めると、平均賃金収入(年額)が1万円上昇する効果があったと推計される。

○ 山田篤裕 「雇用と年金の接続—就業抑制と繰上げ受給に関する分析」2011年 より抜粋(再掲)

しかし最も興味深いのは、1983年や2000年のデータで確認できた就業抑制要因である、老齢厚生年金の受給資格が(係数としてはマイナスであるが)10%水準でも有意でないことである。すなわち、老齢厚生年金の受給資格があっても、60-69歳の就業確率を下げるとは言えないことを示している。厚生年金以外の非勤労収入については、依然として就業抑制効果が確認できるので、この変化は在職老齢年金制度の制度変更、すなわち一律2割カットの廃止が何らかの影響を与えている可能性を示唆するものである。(中略)

以上のように老齢厚生年金受給資格の就業抑制効果は2009年時点では確認できなかった。

遺族年金の生計維持要件について

《生計維持要件の基準》

- 昭和60年改正において、全国民共通の基礎年金を導入するに当たり、各制度で異なっている支給要件を統一するという観点から、各年金制度共通の生計維持要件を設定することとされた。

＜昭和60年改正における認定基準の概要＞

- ・ 「年収600万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者」を生計維持関係にあると整理。

＜考え方＞

- ・ 遺族年金の生計維持要件は、法律上の権利発生要件（※）とされており、年金を受ける者と受けない者の差が非常に大きなものとなるので、通常の所得制限のような支給停止と同様の考え方を採るわけにはいかなかった。
(※)権利発生要件:保険事故発生時に受給権が発生するかを判断するための要件であり、受給権が発生しなかった場合は、その後収入が下がっても、支給停止の解除と異なり、支給が開始される性質のものではない。
- ・ 死亡した配偶者の収入に関わりなく「生計を維持されていた」という要件に当たらないというためには、社会通念上著しく高額の収入があるもの、すなわち、通常の所得分類の最高位に該当する者ということで被用者年金の上限10%に当たる年収を基準として採用した。

- 平成6年改正において、厚生年金の報酬月額の上位約10%に当たる者の変動に合わせて収入額を600万円から850万円に改定した。

《生計維持の認定事務》

- 裁定請求時に850万円未満の収入額を証明するものとして次のものを添付してもらうことによって認定を行う。
 - ・ 前年又は前々年の源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等収入額及び所得額を証明することができる書類など
 - ・ 被用者保険の保険証（被扶養者のみ）、国民年金の第3号被保険者認定通知書、国民年金免除該当通知書など
- 前年の収入では850万円以上だが、近い将来において定年等の事情により収入が下がることが確実と認められる者については、その事情を証明する書類（例えば、定年が明記された就業規則など）を添付してもらうことによって認定を行う。